

議案第44号

行政区域を越える三沢市道の路線廃止の承諾について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項に基づき、三沢市長から路線廃止に関する協議があったので、これを承諾する。

平成28年3月3日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

都市計画道路「中央町金矢線」の整備に伴う路線認定の統廃合のため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき三沢市長から協議のあった、三沢市行政区域を越え当町住吉地区に一部が存在する、三沢市道「59号線」の廃止に関する承諾について提案するものである。

1 承諾を求める協議があった廃止路線

(1) 道路の名称

三沢市道59号線

(2) 道路の位置

起点：三沢市字古間木山68番93

終点：三沢市中央町四丁目8番1

延長：L = 1,868.8m

(3) おいらせ町の行政区域にかかる部分

起点側：おいらせ町住吉一丁目50番24 地先

終点側：おいらせ町住吉一丁目50番267 地先

延長：L = 198m